別添

令和２年度における林業の安全対策の推進に係る留意事項

１　労働安全衛生法令の遵守の徹底

（行政運営の方針等）

平成 31 年２月に、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 11 号。以下「改正省令」という。）（別添１）が公布されたことから、厚生労働省は、事業者等に改正省令の周知・指導を行い、引き続き、作業現場での労働安全衛生法令の遵守を徹底する。

特に、厚生労働省では、本年８月に改正省令に基づき施行されるチェーンソーによる伐木等作業に係る特別教育（以下「特別教育」という。）について、全国安全週間準備期間中（本年６月）に開催される事業者団体による安全大会等の機会を活用し、周知する。

（留意事項）

事業者は、チェーンソーによる伐木等作業に係る労働者のうち、改正省令に基づく特別教育を実施していない労働者に対して、本年８月までの間に特別教育を実施すること等により、改正省令をはじめ、労働安全衛生法令を遵守すること。

２　伐木ガイドライン等の普及・定着

（行政運営の方針等）

本年１月に、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月７日基発第 1207 第３号）（以下「伐木ガイドライン」という。）（別添２、別添３）及び「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成６年７月 18 日基発第 461 号の３）（別添４、別添５）が改正されたことから、厚生労働省は、伐木ガイドライン等の周知・指導を行い、引き続き、同ガイドライン等の普及・定着を図る。

（留意事項）

事業者は、安全衛生教育等の機会を活用し、作業現場での伐木ガイドラインの普及・定着を図り、チェーンソーによる伐木等作業の安全を推進すること。

３　チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会の開催

（行政運営の方針等）

令和２年度、厚生労働省は、委託事業により、チェーンソーによる伐木等作業に係る安全対策講習会（別添６）を開催し、事業場の安全担当者等に、直接、改正省令及び伐木ガイドライン等に基づく安全対策について周知し、チェーンソーによる伐木等作業の安全等の確保を推進する。

（留意事項）

事業者は、改正省令及び伐木ガイドライン等に基づく安全等の確保を図るため、事業場の安全担当者等を安全対策講習会に積極的に参加させること。

（添付資料）

【別添１】「伐木作業等の安全対策の規制が変わります！～伐木作業等を行うすべての業種が対象～」（リーフレット）

【別添２】「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正（令和２年１月 31 日基発 0131 第１号）

【別添３】チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成 27 年 12 月７日基発 1207 第３号、改正令和２年１月 31 日基発 0131 第１号）

【別添４】「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正（令和２年１月 31 日基発 0131 第４号）

【別添５】林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（平成６年７月 18 日基発第 461 第の３、改正令和２年１月 31 日基発 0131 第４号）

【別添６】厚生労働省委託事業「伐木等作業安全対策推進事業」（令和元年度事業開始）

別添1

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！
～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。
林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。

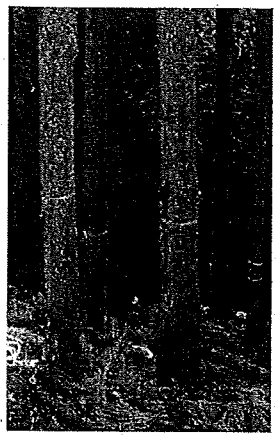

【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約６割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業４日以上の死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約３割、チェーンソーが約２割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年３月６日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

1．チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。
（安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正）

2．伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
（安衛則の改正）

(1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。

(2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。

(3) 事業者は、立木の高さの２倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。

(4) 事業者に、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3．その他の改正を行います。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2019.5

2－（1）伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

○ 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。

○ 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し（つる）」を確保することを新たに義務付けます。（図1）

（参考） 胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。

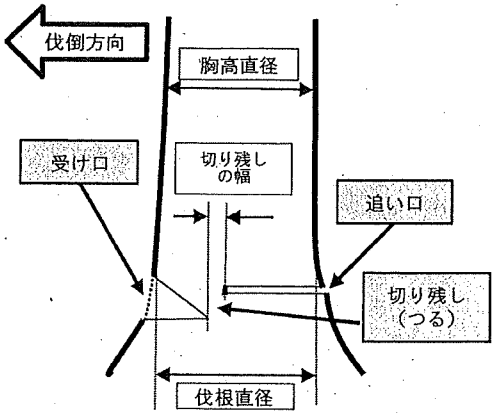

（図1）受け口、追い口等の関係図

2－（2）かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

○ かかり木の処理の作業（図2）に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。

○ やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないよう立入りを禁止します。

○ 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」（図3）及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）」（図4）することを禁止します。

〈注意〉 「かかっている木の元玉切り」（かかった状態のままで元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。）（図5）は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。

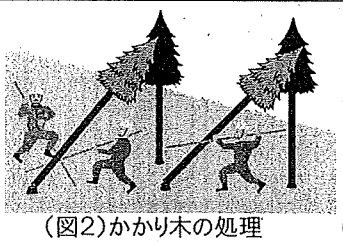
（図2）かかり木の処理

（図3）かかられている立木の伐倒

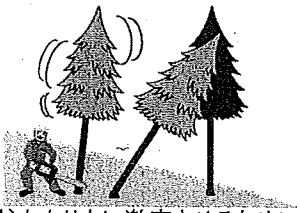
（図4）かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

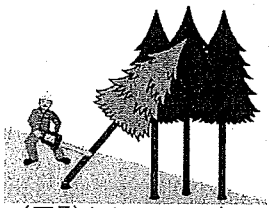
（図5）かかっている木の元玉切り

2－（3）立入禁止（安衛則第481条）関係

○ 従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。

○ 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。（図6）

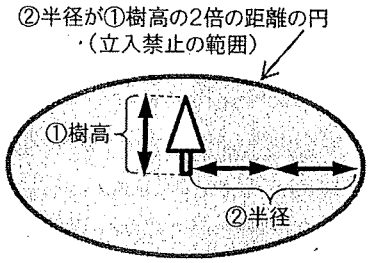

（図6）立入禁止の範囲

〈注意〉 立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、立入り禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

別添2

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正（令和2年1月31日基発0131第1号）

1　改正の趣旨

○　従来より、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び**「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(H27.12.7基発1207第３号。以下「ガイドライン」という。)**に基づき、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。)の安全を推進。

○　「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（H30.3.6公表）を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業等における労働災害を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年２月に**労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）**により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。

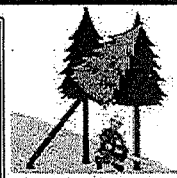

（図1）かかられている立木の伐倒

（図2）かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

2　改正の概要

①　**改正省令による改正箇所に関係する記載**について、安衛則に基づく安全対策（義務）であることをより明確に示すこと。

（主な安全対策）

・安衛則第485条第１項に基づき、**労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用**させること。

・安衛則第481条第２項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、**当該立木の高さの２倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止**すること。

・**かかり木の処理の作業においては、次の（ア）～（オ）に掲げる事項を行ってはならない**こと。なお、**（ア）及び（イ）については、安衛則第478条第２項により禁止**されるものであること。また、**（ウ）から（オ）までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難い**ことから、実施しないよう確実に指導すること。

（ア）かかられている木の伐倒(図1)、（イ）かかり木に激突させるためのかかり木以外の立木の伐倒 (浴びせ倒し)(図2)、（ウ）かかっている木の元玉切り(図3)、（エ）かかっている木の肩担ぎ、（オ）かかり木の枝切り

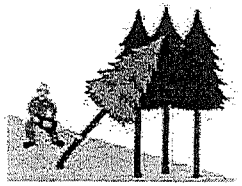

（図3）かかっている木の元玉切り

②　**伐木等作業における労働災害の防止のための作業計画(作業地の概況、作業の方法、作業の安全対策等)**等の項目を追加すること。

③　伐木等作業の実態等を踏まえ、伐木等作業における労働災害防止対策その他関連する記載を**より適切な表現に改める**こと。

④　**「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」**(H14.3.28基安安発第0328001号)**に係る記載をガイドラインに明確に示す**ことにより、伐木等作業の安全を一体的に図ること。

別添4

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正（令和2年1月31日基発0131第4号）

1　改正の趣旨

○　従来より、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び**「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（H6.7.18基発461号の3。以下「ガイドライン」という。）**を踏まえ、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。

○　「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（H30.3.6公表）を踏まえ、車両系木材伐出機械を用いた作業等による労働災害を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年２月に**労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）**により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。

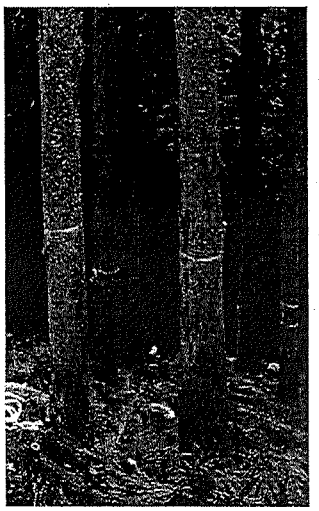

2　改正の概要

①　**改正省令による改正箇所に関係する記載**について、安衛則に基づく安全対策（義務）であることを**より明確に示す**こと。

・　安衛則第151条の89第２項（車両系木材伐出機械を用いて行う作業）、第151条の125第２項（林業架線作業）及び第151条の153第２項（簡易林業架線作業）に基づき、各作業の**作業計画に示す事項**に、それぞれ**「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」が追加**されたことを踏まえ、ガイドラインにおける記載を改正省令の規定に合わせた。

②　**山林における通信を取り巻く環境**等を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他関連する規定を**より適切な表現に改める**こと。

・　ガイドラインでは、従来、**無線通信（トランシーバーを含む。）による通信を前提**にしていたが、昨今の携帯電話の普及状況（※）等を踏まえ、**携帯電話等（スマートフォンを含む。）による通信も可能であることを明確**にした。

（※）電気通信事業者がそのサービスを提供する携帯電話等のサービスエリアは、人口比率で99.99%をカバー（平成29年度末（総務省））。

別添6

厚生労働省委託事業「伐木等作業安全対策推進事業」（令和元年度事業開始）

○ 伐木等作業の安全等を図るため、**伐木等作業を行う事業場の安全担当者等**を対象に**安全対策講習会（全国7箇所）を開催**。
○ 同講習会では、**改正労働安全衛生規則**（平成31年厚生労働省令第11号）及び**チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン**（H27.12.7基発1207第3号、改正R2.1.31基発0131第1号）**を踏まえ、新たに開発した「チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアル」を活用**。

労働災害発生状況

（※平成31年度概算予算要求時点）

□ 伐木等作業の多くは林業で行われており、林業の労災による死亡者数は高止まり。
- 林業の死亡者数は、減少低調。（H28/H11死亡者変化率：全産業0.47、林業0.58）
- 林業における死傷千人率（※）は、全産業と比べ高い。（H28：全産業2.2、林業31.2）
（※）1年間に労働者1,000人あたりで発生した死傷者数の割合
- 林業では、チェーンソーによる伐木作業中に発生する死亡災害が全体の6割程度。
- 国際的にも、林業の労働者1万人あたりの死亡率高い。（オーストリア5.50、日本8.04）

これまでの厚生労働省における取組

□ 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」を公表（H30.3.6）。
- チェーンソー業務従事者安全衛生教育のカリキュラムについて充実を図るべきである。伐木等作業に係る労働災害の発生状況をみると、基本的な安全作業が実施されていないことによる災害が多数発生しているため（略）教育の実施を支援するための予算措置についても検討すべきである。（第3-3-(4)）

□ 平成31年2月、労働安全衛生規則を改正し、伐木等作業の安全対策の規制を強化。また、上記規則改正を踏まえ、令和2年1月、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を改正し、チェーンソーによる伐木等作業の安全対策を推進。

□ 林業は、13次防（平成30年度～平成34年度）における死亡災害防止の重点業種。
（ウ）林業における伐木等作業の安全対策
- （略）「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」における議論の結果を踏まえ、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全教育の充実等必要な安全対策の充実強化を図る（略）。

事業概要

□ 「チェーンソーを用いた伐木作業安全マニュアル」の開発（令和元年度）
□ **伐木等作業を行う事業場の安全担当者を対象に安全対策講習会の開催（令和元年度～）**
（全国7箇所（①北海道、②東北、③関東・甲信越、④東海・北陸、⑤近畿、⑥中国・四国、⑦九州・沖縄）、**各50人、計350人**）（※林業適用事業場数3,913（H26.7.1））

《図1》 林業における死傷年千人率の推移

林業における死傷千人率は、全産業と比べ高い。

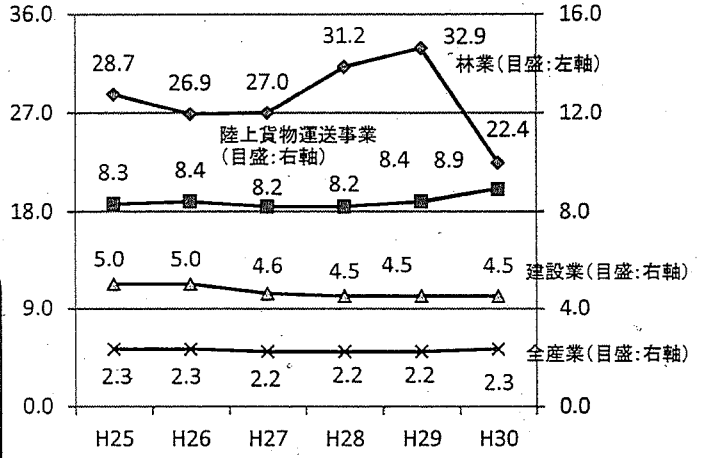

《図2》 林業における作業の種類別死亡者数
（平成27-28年発生分79人の内訳）
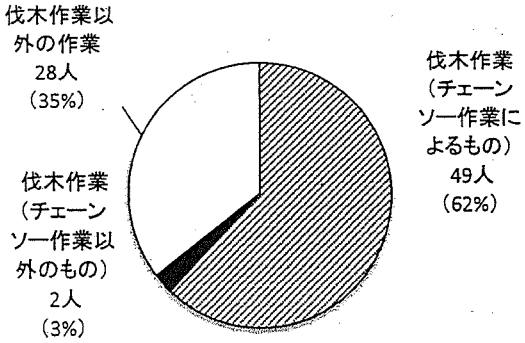
チェーンソーによる伐木作業（チェーンソー作業）中に発生する死亡災害が全体の6割程度。